

令和8年6月3日

公 告

秋田分屯基地司令

秋田県秋田市雄和椿川字山籠23-26に所在する防衛省航空自衛隊秋田分屯基地において、令和8年9月12日（土）に行われる「秋田分屯基地航空祭」に売店を出店し、経営を行う業者について、次のとおり募集する。

1 応募資格

以下のすべての項目を満たしていること。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品販売」又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (7) 募集要項に記載された内容及び官側から示した注意、指示等を確実に遵守でき、かつ、それを確約できる者であること。
- (8) 飲食を提供する業者については、秋田県内における飲食店営業の許可を受けた者であること。（キッチンカーの場合は、自動車による販売許可）

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可に準ずる。

3 設置条件

(1) 場所

秋田県秋田市雄和椿川字山籠 2 3 - 2 6 航空自衛隊秋田分屯基地内

(2) 期日

令和 8 年 9 月 1 2 日 (土)

ただし、荒天の場合は中止となる。

(3) 募集業者数

1 0 者

4 公募期間

令和 8 年 6 月 1 2 日 (金) ~ 令和 8 年 7 月 1 0 日 (金)

5 募集要項の配布

(1) 期間

令和 8 年 6 月 1 2 日 (金) ~ 令和 8 年 7 月 6 日 (月)

(2) 配布要領

秋田救難隊 H P 又は郵送

6 担当者及び連絡先等

(1) 担当者

川村、本間

(2) 連絡 (書類送付) 先等

〒 0 1 0 - 1 2 1 1

秋田県秋田市雄和椿川字山籠 2 3 - 2 6

秋田分屯基地航空祭 売店担当

0 1 8 - 8 8 6 - 3 3 2 0 (内線 2 4 3)

7 その他

細部の内容は、「秋田分屯基地航空祭売店募集要項」による。